

盲及び聾者の教育と保護の變遷

東京聾啞學校教授

川本 宇之介

はしがき

本邦に於ける盲人並に聾者の保護と教育は、明治天皇の御聖徳によつて、其の基礎を築かれたもので
殊に其の初期に於ける皇室の御保護は極めて厚いものであつた。乍併此の事業はまだ一般には知れてゐ
ないため、本邦では、兎角その發展が妨げられて居る様なのは遺憾な次第であります。私は茲に聊か此
の事業の變遷について申上げたいと思ひますが、學術的のことよりは教育的社會的の意味の方が興味も
あり且つ又大切な暗示を吾人に與へると思ひますから、主としてその方のことと申したいと思ふのであ
ります。

ところが此の事業についての本邦の状態を申しますには、どうしても、歐米の是等に關する變遷をも
併せ考へて、彼此相比較し研究した方が、極めて興味もあり又有意義でもあると思ひますから、兩者に

亘つて述べて見たいと思ひます。

先づ初めに大づかみに、盲及聾者の教育と保護について歴史的に考へて見ますと、彼此の間に大なる相違があります。即ち聾者に對しましては、本邦に於ては明治維新前までは全く起らなかつたが、歐洲に於きましては、十六世紀の初め頃から多少聾者の教育について考へ且つ之を實施しかけ、十八世紀の半頃以後になつて急激な發展を遂げたのであります。然るに盲人に就いてはその保護といひ又一種の教育といひ、本邦に於ては歐洲諸國よりは遙に早くから之を行つて來たのであるが、歐洲に於ては盲人即乞食といふ位に長く捨てゝ顧みず、十六世紀以後、少しほは教育したかも知れないが、漸く十八世紀末近くになつて、其の教育施設が講ぜられるに至つたものであります。然し一度盲人の教育と保護が行はれるに至ると、歐洲に於ては、今度は非常なる發展を來す様になり、明治以後に於ける本邦の施設を之に比すると、甚しき劣位にあることを發見するのであります。

以上の如き不思議なる關係は何に基くか、之は本邦人としては非常に興味あり又大に考察を要する問題であると思ひます。此の點については最後に所感として二三申し上げて御批評を仰ぎたいと思ふのであります。以下稍々具體的には等の大要を申します。

(一) 明治前本邦に於ける盲人の保護と教育

仁明天皇（五十四代）第四の皇子人康親王が天安二年御年二十八歳の時病を以て兩眼の明を失はれた。この天安二年は紀元一五一八年であつて、西暦八五八年でありますから、今より千百年近くの昔であります。親王は翌年落飾して釋門に入り法性禪師と稱せられました。親王は失明されてから、京畿地方の筋目正しい盲人を召されて詩歌管絃の道を樂み催馬樂を唄はせ琵琶を愛されたと傳へられて居ります。又親王は其の御領である大隅・日向・薩摩の三國から献上される米穀を近畿の盲人に分ち與へられて其の保護の道を講ぜられた。是が本邦に於ける盲人保護の記録としては最初のものであると一般に申されてゐます。後、又四條天皇の時に、内裡に納める諸國の運上の内で婚禮、婦人安産料、新宅竈料等十色を天下泰平の御祈禱料として盲人に賜はりました。

以後歴史の進展に伴ひ、世の盛衰に應じて、盲人の保護も隆替は免れなかつたが、大體に於てこの盲人に對する保護が繼續された。これより先、光孝天皇の御代に於て、檢校勾當の二官の勅許があつたが、後宇多天皇の御宇に、官位十六階を置かれることとなつた。これが即ち盲官であつて、座頭に四、勾當に八、別當及び檢校に四階があり。之を度と稱しました。然るに光明天皇は足利尊氏の甥である覺一檢校が、琵琶に特に妙を得て居るので御感に入り、之に惣檢校の名を賜ふた上、又四官十六階を分つて七十三刻即ち七十三階級とされた。之は盲人の官途を勵ます御趣旨であつた様であります。

斯様にして形式はよく整ひましたが、當時の盲人の職業はといへば、主として琵琶を彈ずることであつて、こゝに一種の音樂教育と同時に歴史教育が行はれたのであります。

此の法性禪師即ち人康親王の流を汲み、主として音樂をその職とした盲人の團體を當道派と稱しますが、これが京都にお職屋敷を設けて盲人を管理し諸種の事務をとつた。此の外更に本邦には盲僧派と稱する一派があつた。この盲僧派は傳教大師が筑前國四方寺に寓居して居た際、盲人に心經、三觀法及び地神經陀羅尼明咒を教授し、之を暗誦せしめ、以て國家安寧を懇禱せしめました。それからこの盲僧は全國殊に九州中國地方に傳播したのであります。之を地神盲僧派と稱するのであります。この盲僧派は天台宗の所轄であつて、回國修業をして經文を誦し、國土安穩の祈禱をし、布施物を乞ふのを業としました。之によつて又本邦盲人は一種の宗教師の如き地位に立ち、自ら精神上の修養も出來、宗教的哲學的の教養を積んだと稱してよろしい。

當道派の方は徳川時代に至りまして、從前にも増して一層の保護を受けてゐたが、殊に五代將軍綱吉が杉山和一によつてその病を立ろに治癒されてから、彼一人が非常な優遇を與へられたのみでなく、全盲人も種々の意味でこれに均霑し得たのでありました。そして彼が物錄檢校に任せられてから、京師のみでなく江戸に於ても物錄屋敷が設けられ、關東關西地方に盲人を支配する中心が出來、官位を昇るに

も關東の盲人は態々座頭の京上りをせずにすむ様になりました。のみならず、盲人には特別の保護が加へられて金貸を業とすることも又公認され、種々の場合に施與物が下され、且つ後にあげる如く、二三の職業を殆んど專業とする様に保護されたのでありました。

徳川時代に至りましてから、時勢の變遷に伴つて琵琶の如きは、盲人の職業とするには不適當な社會となつて來たので、琴、三味線の如き音曲を盲人が學び且つその間に傑出せる盲人が出て、是等の發展を來さしめ、又鍼按の如きも、前に云つた杉山和一によつて急速なる進歩を來しました。かくて是等の音曲と鍼按とを以て、盲人の殆んど專業とする様になつたのであります。この外講談師等も亦盲人が進んだ唯一の地位であつたのであります。

此の間に於て、盲人はやはり、自ら一種の教育を受けたのみでなく、傑出した盲人は音曲醫術其の他種々の學問を學んだのであります。殊にその代表的のものは彼の塙保己一であります。彼は川越在の者であつたが、五歳頃の時失明し、年十五の時江戸に出て音曲を學んだが成らず、鍼術を學んだがその記憶のよい割にその術が進まなかつた。そこで遂に是等を捨てゝ皇典や漢學、律令、醫書等を夫々専門の學者に就いて學び、最後に加茂眞淵にも學んだのであつた。かくて博覽強記古今を絶するの士となり、かの群書類從五百三十卷六百六十五冊を編し、續集を輯めようとして奇書逸編一千餘部に至つたといは

れて居ます。

斯様に見て來ると明治維新前までは本邦に於ては、可なり盲人はよく教育され且つ保護されたことを知り得るのであります。今その結論として次に挙げます數項は、西洋のそれと比較する爲めに忘れてはならないことであります。

一、本邦に於ける盲人の保護と教育は、種々の形に於て、今より一千百年前に起り、非常に古いものであり、その間種々の方面に可なりの偉人傑士が出た。之は世界に誇るべきものであつた。

二、此の盲人の保護と教育も、社會全體の意識から起らず、少くとも深い社會意識として發達せず、主として皇室の恩召及び將軍の力より來たのであつて、いはゞ官僚的であつた。之は當時としては無理もないことであるが、それが一般人民には深く徹底しないことが遺憾であつた。殊に皇室や將軍の保護と雖も、人格尊重の意味は少く、主として憐愍の對象としてそれが起つたのであつた。

三、若し全體としての人格尊重の觀念が國民の意識にあつたならば、聾者に對しても、盲人と同様又は少くとも多少にかゝはらず、その保護が起るべきであつたと思はれるが、之が乏しかつた。否殆んどそれがなかつたことは、前にあげたことを裏書するといつてよからう。

四、盲人に對しては如何にして讀書せしめるかといふことは、可なり大きな問題である。之は後に申

す如く、歐洲に於ては可なり早くから工夫考案されてゐたが、本邦に於ては全く考へられなかつた。

たゞ紙燃で文字を作つたといふことは、少し傳へられてゐるが、それも殆んど一人か二人に對したもので廣く傳はらなかつた。のみならず、盲人の犯罪者を座敷牢の如きに入れて置いて漢字を掌に指か何かで書き、之を記憶させようとして苦しめて以て一種の懲罰としたといふことである。即ち文字を記憶する困難にうち克つ方法を工夫しないで、この困難なる點を利用して懲罰の具に供したのである。是は一體本邦人が科學的精神に乏しかつたことが原因して居ると思ふ。この事はよほど科學的に考へる必要がある所の聾者の教育が本邦に起らなかつた一原因と見ることも出来ると思ふ。

五、前に述べた如く官位を七十數階設けたが、之は到底眞の技術では區別出来ることではない。又一階に一年二年乃至三年もかゝつたのであるから、普通では一生かゝつても、到底検校の最高位にまで上ることは出來ない。そこで買官といふことが當然起つた。二百數十兩あれば座頭の最下級より一躍して検校となれたといふことである。當道の配當の中には、この種の買官の金も多分に含まれたことはいふまでもない。そこで彼等は蓄財に力めたのはよいが、高利貸をした。そして幕府は之を默許したのみでなく、保護したのであつた。のみならず、多くの特別の施與物があり、且つ比較的の收入が澤山あつた爲めに、餘暇があると博奕などに浮身を窶し、その結果又よく品性を下劣にしたことは甚しかつたのであ

る。又鍼按乃至音曲と云ふ職業に凝りかたまつて、他に向つて進まうとしなかつたことが彼等の志を小にし人間を小さしたこともありた様に思はれる。是等が、今日に於ても本邦盲人の心意に多少影響して居るものがある様に思ふのである。之は教育上注意を要する問題である。

(二) 西洋に於ける聾啞教育の起源

聾教育の起源を申し上げる前に、聾啞の意味を簡単に申したいと思ひます。聾といふは勿論耳の聽えないことであります。之と聾との關係について、一般によく理解されない様であります。聾といふのは、勿論、話し言葉即スピーチを知らないものを指すのであります。それは聾が原因となつて、幼時に話言葉を習得しなかつた爲めであつて、普通聾といはれるものゝ殆んど全部は此の種の聾であります。故にこの聾は發音機關に故障がなくて、普通耳の聽える者には、聽覺言語中樞と共に發達する發語中樞が發達しなかつたのであります。然し發語中樞は、聾者には生理的に根本的に發達し得ないのでない。他の方法を以てすれば大に發達するものであります。

然し、この聾とその言語中樞の生理的心理的關係は近代になつてわかつて來たのであつて、昔はさうは考へなかつた。アリストートの如きも、話言葉は耳があつてのみ覺えられるのであるから、啞には話言葉はない。而して教育は話言葉によつてのみ行はれるのであるから、啞は教育することは出來ない

といひ、かの有名な古代の大醫ガレンの如きも、聾になれば必然的に發語機關の全部が生理的に働かなくなると考へて居つたといふことあります。かくて文藝復興期頃までは、全然聾教育は出來ぬと信ずるものもなく、又隨つてその實際は起りませんでした。

十六世紀半頃になりまして、まづスペインに、次でイタリーに於て、少數の顯官富豪の聾兒を教育し或はその教育の可能や方法を述べる人が出て來ましたが、以後英・獨・瑞西・和蘭等の諸國にも同様ボツボツ起つて來たのであります。然し稍々組織的系統的に聾者の教育が行はれるに至つたのは、一七六〇年佛蘭西パリーに於てド・レッペーが一人の聾兒に教育し始め、之と略同年に英國エデンバラで、トーマス・ブレイドウッドが、やはり聾兒を教へ始めてからであり、之より各國に於ても一般國民の聾兒の教育が行はれるに至つたのであります。而してド・レッペーは聾兒の身振を整理し系統づけて所謂サイン・ラングエーチ（手話語）をつくりました。之を佛蘭西法と稱します。英國のブレイドウッドは言葉を教へたのでありますが、之は直接には世界に廣まらず、一七七八年になつて、獨逸にこの方法を以て、半公半私の學校を起したザムエル・ハイニッケの流派が世界的に普及されるもとなつた爲めに、この話言葉を教へる方法をドイツ法とも稱せられます。現在では前者を手話法、後者を口話法と稱します。尙ほこの外に指の組合せてアルファベットをつくり、之を綴つて話しこと考へました。之は

元來、中世の寺院で、儀式を行ふ時に聲を出して話をしてはならない時に、指で必要な合圖などをしたのが最初だといはれてゐます。之が基礎となつて、十分に之で話をすることが出来る様に發達したのであります。私共は之を指字法と稱してゐますが、之は本邦にはあまり行はれて居りません。

この手話法と口話法は聾者に對する言語教授の方法であると共に、全教育的主要手段が、手真似を本位とするか、スピーチ即口話を以て貫くかといふところにあるのであります。この兩方法ともに、文字を教へることは申すまでもありません。而してその長短得失は種々ありますが、口話法の有利なることが一般に認められ、一八八〇年に、伊太利ミランで第一回萬國聾教育者會議が開かれました時に、殆んど満場一致を以て、口話法の優秀なることが決議され、以後佛國に於ても、之を採用することとなりました。今日に於ても手話法は米國その他にもあつて多少残つて居ますが、本邦では、残つて居るといふよりは、その方が多い様であります。最近になつて口話法を教授する様になつて來たのであります。

更に社會的に見た教育方針を申しますと、是は大體に於て慈善事業の觀念より始つたのであります。殊にド・レッペーは、仁慈博愛の人であつて、自分の收入の大部分をあげて教育に費したのであります。故に英米諸國に於ては屢々養育院とか救民院といふ意味のアサイラム Asylumといふ語を用ひ、アサイラム・フォア・ゼ・デフといふ様な名を以て呼んだのであります。然し前世紀の半ば過ぎより自立自營の

出来る公民を教育するのであるといふ點より、教育的觀念を強く發揚するに至り、各國に於て漸次に聾者の教育が義務教育となつて、米國では中等教育は勿論、一八六〇年頃より聾者のカレッヂまでも設けられるに至りました。他の歐洲諸國では中・高等教育はあまり發達してゐません。聾者の初等教育が義務教育制度になつてゐない國は、所謂、一、二等國の中では、本邦の如きものであると思ひます。歐洲の新興國やロシア、バルカン諸國の如きは未だであらうと思ひますが、普通人の初等教育も亦十分に義務教育とならないのでありますから、無理もないのです。

而して聾者は兎に角、何者かの筋肉勞働をすれば、比較的容易に生活費を得やすい關係にある爲めに保護事業は比較的必要は少い。故に各國に於ても今日までこの保護事業が比較的少なかつた。老人の聾者にはホームを設けることは各地に於て起り、又宗教は一般と同様に、教會で説教を聞くといふことは困難な爲めに、特別の教會を立てるとか、時にはその病身なる者の宿泊所も設けたり、又職業紹介事業の如きは、相當に發達して居るのであります。本邦に於ても職業に關するものは多少ないことはないが、殆んど見るべきものはありません。

(三) 歐洲に於ける盲人の保護と教育の變遷

本邦では、聾者は殆んど全く棄てゝ顧みなかつたが、歐洲は比較的早くより注意し教育を始めたこと

は前に挙げた通りであります。然るに盲人に對しては、本邦で、前記の如く行届いた保護施設があり且つ一種の教育が行はれたが、歐洲に於ては比較的顧みられなかつた。又たとひそれがあつても近世までに於ては教育的意義が殆んどなかつたのでした。即ち十二世紀以後は英獨佛に於て盲人の救民院が設けられた。殊に十字軍の後には巴里で失明軍人の保護の爲めに收容所を設けられ、數百人が之に入所し、其の後に失明軍人以外の男、次いで女をも收容し、長く續ざましたが、それには何等の教育を施さないのみでなく、その經費を少しでも補助する爲めに外で乞食することを獎勵されたとさへいはれて居ます。之が歐洲に於て、盲人即乞食といはれる様なこととなつた大きな原因であらうと思はれます。

殊に甚しいのは、盲人を残酷なる遊戯の對象として驅使したこともありました。一四二五年佛國王シヤルル七世の時には、巴里のダルマニー館の中庭に豚を放ち武装せる盲人をそこに入れて、之を殺させようとした。如何に遲鈍でも眼の見える豚は逃れまはるが、盲人同志は結局お互に傷けあふのが落ちで、その間に滑稽百出する、それを多くの者が見て喜んだと稱せられてゐます。

斯様にして、歐洲の、盲人は、本邦の所謂盲女の如く、拙い、調子のあはない音樂を奏しつゝ戸毎に憐みを乞ふか、乃至その能のない者は往來の片隅や、寺院殿堂の入口に立つて憐愍を乞ふのが、家庭に恵まれない殆んど凡ての盲人の生活状態でありました。故に盲人を取締る規則と乞食を取締る規則

とが、同一であつた國もあつた位でありました。

然し一方教育的企圖が全然なかつたのかといふとそうではなく、やはり十六世紀頃より、盲教育の可能を説く者や、讀書の手段を考へる者も出、又實際は多少それが行はれたこともあるつた様であります。然しながら明治以前、我が國の聾者に對する教育よりは一層少數の人に對してであつた様であります。然しながら明治以前、我が國の盲人保護と教育の結論のところに一言述べた如く、本邦では盲人の讀書の手段については、殆んど全く考へられなかつたが、而も十七世紀後期の半に、フランシスコ・ラナの發明した今日の點字と殆んど全く同じ考を發表したものがあつた位であつた。又かのケンブリッヂ大學に於てニュートンの後繼者となつたニコラス・サンダーソンの如く、盲人で驚嘆すべき數學物理學の大家も出で、またロックやライブニッツ等の間に盲人の心理に關する論争が起るといふ様に、十七世紀から十八世紀にかけては、少數ながらも、盲人の教育につき注意し又之を教育する者も出て、中には千古に傑出した學者も出たのであります。然しこれ一般的の盲教育は十八世紀の末を待たねばなりませんでした。

一七八三年の夏のことであつた。巴里の賑かな町の或る喫茶店で八九人の盲人に樂器を持たせ、顔には大きな不細工な眼鏡をかけさせ、そして不調和な音樂を奏せしめてゐるものがあつた。それはこの奇妙な方法でお客を吸收しようとする策略でしたが、それがよく中つてお客様がつめかけ、いつしか盲人カ

フェーと稱せらることとなつた。然しこの様子を見て面白をかしく感するよりは、いたましく氣の毒に感じ、次で何とかして彼等を教育する方法がないものかと反省工夫した者があらはれた。それはかのヴィランタン・アヴィであつた。がくて彼はいろいろ工夫するり、参考書を讀んだり、盲人でよく教育され而して非常に音樂に巧みなオーストリア國のマリア・テレザ・フォン・バラディスについて聞いたりして、遂にその方法を考へ、一人の盲人に之を試み、その間に紙に凸字を書き之を讀むことを工夫していよいよ翌年生徒六名を集めて教育し始めた。之が正式な盲學校の起つた年であります。其の後盲學校は各國に普及され漸次多くの盲人が教育されることとなつたのであるが、當時は、多くはイタリック風の文字を書かせそれを讀ませることとしたのであつた。ところが、後にいたり、シャール・バルビエーは六點二行計十二の點字を考案してそれを更に改良し、一八二五年頃にルイ・ブライユは、三點二行計六點の點字を發明したのであります。それが各國に用ひられるに至つたのは一八五〇年以後であります。

斯様な徑路で盲學校が起り、盲教育は發展して來たのであるが、その最初はやはり慈善事業視してゐたのであります。聾學校同様アサイラムの文字を學校の代りに用ひたりしました。この慈善事業の觀念を力強く破つたのは米國であつて、一八三二年に米國最初の盲學校をボストンに起したハウ博士は、其設立當時より自立自營の公民を養成することを主張し、盲人は憐愍の對象でない、彼等は目こそ見えな

が、吾人と同様な能力を有し、立派な市民になり得るのである、彼等を教育することは、吾人の義務であると大に主張したものであります。かく云ひながら尙且つアサイラムといふ文字は用ひてゐました
が、問もなく、之を改めました。

今日では聾教育同様重なる國は、盲人の初等教育を義務教育とし、多くの國では九十パーント以上又は之に極めて近いだけの就學を見るに至り、英米殊に米國では、普通の中學校に在學するものがかなり多いのみでなく、普通のカレッヂに入學する者が澤山居ります。そしてこれには政府や私人團體等が種々の努力を拂つてゐます。

盲人は學校で教育されると、凡ての者が自立自營するだけの收入を得ることは出来るかどうかといふと甚だ困難であります。どうしても多くの盲人にとつては多少の保護を要します。そこに二つの主義が生じて來ます。即ちその一は、盲人は徹頭徹尾自立自營出來ないものである、彼等は一般社會人と伍してゆくことの出來ないものであるといふのであり、他は之に反して多少の困難はあつても、それは出来る、又その能力を有する、故に一般社會に推し出してゆくべきである、たゞそれに困難なものは特別に保護すべきである、そして出来るだけその個人の能力を伸ばすべきであるといふ意見であります。英米等は後者の意見であります。故にその職業上の保護は學校と無關係に、必要なるものに限り之を施し、

學校教育と保護とを厳格に區別しようとし、獨逸の方では之に反して、盲人は、根本的に自立は出來ないと考へるのであるから、多くの學校では同一構内に成人育の家庭（合宿所）と工場とを設け、そこで一生仕事をさせながら保護して行かうとする主義である。勿論學校以外に家庭を設けて居る學校もあるが然し、その保護の諸施設を學校長が中心になつて行ふのであつて、米國に於ける如く一般人との競争社會に立たせようとしないのであります。寧ろそれは殘酷だと見る位であります。のみならず盲人を半ば無能者と見る考へから、彼等に中等以上の教育を施すことが出來ないと考へ、あまり之に力を用ひないのであります。然し現在ではもつとその職業の範圍を廣め、出来るだけ之を解放することが必要であるといふ傾向になり、多少中等以上の教育を受けさせることも生じてまゐりました。

（四）本邦及び歐洲盲聾教育の比較考察

一、以上によつて見ると歐洲に於ける聾教育は、本邦より早く且つ種々の方法が案出されたが、盲教育は寧ろ本邦よりおそかつた。然るに一旦之を施し始むるとよく普及されたのみでなく、科學的に經營するに至つたことは盲及聾教育に共通であつた。之は本邦の最も缺けたところであつた。

二、聾殊に盲教育は歐洲に於ては、慈善事業視し、米國は比較的遅く之を始めたが、純教育的見地より之を始めるものが出て、大なる發展を來した。吾人は慈善事業視することを必ずしも非難するのでな

いが、この考へが去らないと十分なる發展は出來ない。歐洲大陸では盲及び聾者の高等教育は殆んど眼中に置かない。米國に於ては、中、高等教育を受けて居る盲及聾者は常に各々二三百名を下らない様である。本邦に於ては、昔はかなり中・高等教育を輕視したが、最近に至つて、多少その途が開かれて來たのである。

三、盲人の職業その他生活上に於ける保護は極めて重要なものであるが、之についても最初より盲人は自立出來ないものである。故に一般社會人と伍せしめ生存競争の埒内に入らしむることは、出來ないとあきらめるのと、之に反するのがある。前者は歐洲大陸の一般傾向であつて、英米殊に米國に於ては後者の考をとつて、教育と保護事業とを區別することに力めて居る。そして教育上及び聾啞兒の有する所の性能の發達を圖るに力め、その潜在力はどこまでも進め、そして足りない所は保護しようとして居るのである。本邦では明治維新前特別の保護は盲人に與へられたが、今日では之といふ保護が行はれてゐない、といふことになります。

(五)明治以後に於ける本邦の盲及び聾教育

明治以後の盲及び聾教育は東西兩京に期せずして同時代に、そして一は全然獨創的に他は外國人の援助により起りました。

明治八又は九年に京都に於て古川太四郎氏がその奉職して居つた待賀小學校に於て、聾教育を始め、間もなく盲人をも收容して漸次發展して來ました。明治十一年に至りかの有名な府知事楢村正直が大に之に感動して之を府立の學校とし、翌十三年には、明治天皇御巡幸の節、宮中小御所に於て生徒の學業を天覽あらせられ、内帑金千圓を賜はり、同十八年には、北白川宮に御代覽せしめられ、同二十三年には皇后陛下が行啓あらせられました。

東京に於ては、明治八年に、本邦では盲人の甚だ多いのを知り、本邦人や西洋人等によつて盲學校設立運動が起され、翌九年には、木戸侯の盡力により御内帑より三千圓を御下賜されました。實際教育を起したのは明治十三年二月で、二人の盲兒を入學せしめ、同五月には聾兒二名を收容しました。明治十八年になつて、それが文部省直轄學校となつたのであります。

明治以後に於ける本邦盲教育は、その誕生は甚だ勇ましかつたが、その後の發展は極めて遅々として居つて、明治二十年代に六校、三十年代に十七校に過ぎず、而も生徒數は二三十名といふのがあつた。是等の凡ては私立のみであつて、やはり慈善事業として起されたのでした。果然本邦では盲及聾者は、憐愍の對象としてその教育を起されたのでありました。漸く公立學校となつたのは、京都府立の學校で、明治二十二年に京都市立となり、同じく公立であつて明治三十三年設立の大坂盲聾院は、明治四十

年に市立となり、同三十四年設立の名古屋盲啞學校が大正元年に市立となつた。以後長く公立がなく、八、九年頃よりボツ／＼起つて、香川、秋田、和歌山、廣島、宮城、石川、新潟縣立の學校が創設又は私立を移管されましたが、然し尙極めて微々たるものであります。

大正十二年になつて始めて盲學校及び聾啞學校令が發布されて、各府縣は少くとも一校以上の盲學校又は聾啞學校を設置せねばならぬこととなり且つ補助費も豫算に計上されるに至つた。斯くて漸く發達の曙光は見えたが、以後は尙々大なる努力を要した。その方法中盲人の讀書方法としては、古川太四郎氏は、種々の突字やら紙燃文字、針跡文字等種々のものを用ひたが、結局明治二十二年になつて、歐米の點字を以て本邦の五十音に翻案して用ひられるに至つた。そのことは、故日賀田男爵が米國バーリキンス盲學校を視察した際、點字を見、之を本邦に傳へたのが始まりであります。

聾啞教育の言語教授としては、古川太四郎氏は讀唇法（他人の話を眼で見て理解する方法をいふのである。唇が中心になるので讀唇法とも話を見て理解するのであるから讀話法ともいふ）に思ひつかなかつた爲めに、發音をさせたけれども、眞の口話法とならなかつたのであります。のみならず結局手話法を主として用ひました。東京の學校はやはり手話法一點張で行つて來まして、爲めに日本全國の聾啞教育は最近に至るまで、口話法は行はれなかつたのであります。

結 び

一、本邦の盲及び聾教育は、その初めは比較的早く純教育的に考へられたが、中頃より多くは慈善事業として發達し、内務省も亦この考により奨励金を與へたことがあつた。宮内省よりも大正十年頃より毎年私立學校へ下賜金があり、今に及んでゐます。

一、その慈善事業の觀念も十分に普及せず、又財力の弱い爲めに、學校の基礎が極めて薄弱で、今日に於ても尙且つ寺子屋の様な學校も少くないのであります。

一、凡てが未だ徹底した近代教育機關としては不十分なる點が頗る多い。今後改善の餘地は極めて大であります。之を一言にいふと、現在の盲及び聾教育は普通教育の明治二十年頃の様な貧弱な狀態であるといへば、大體誤りなからうと思はれるのであります。

一、今後本邦人は一般に盲及び聾者の人格尊重の念を高め、其固有の才能を出来るだけ向上發展せしむる爲に努力し、彼等を出来るだけ自立自營の國民たらしめる様に教育せねばならぬと思ひます。

一、盲及び聾者の社會的保護の爲學校で職業教育を施し、特別の紹介機關によりて出来るだけの職業上の便宜を與へ又指導し、且つ年長者、病者には特別の保護を加へるとか、點字圖書の供給を潤澤ならしめるとか、聾者の爲の宗教々育機關を創設する等、他にもなすべき事は極めて多いのであります。